

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保政第187号
平成26年4月1日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部 高齢者支援課	保健福祉部 福祉政策課
個人情報取扱事務の名称	介護保険事務	在宅医療チーム編成事務（患者が病院から在宅に戻る際などの調整支援）
個人情報取扱事務の概要	介護保険システム台帳（被保険者番号、住所、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定年月日、認定の有効期間、支援事業者）に関する運用・管理	在宅医療チーム（医師、訪問看護師、薬剤師等）の候補を選定し、各事業所に個人情報を提示した上で在宅医療チーム参加の可否を確認することにより在宅医療チーム編成を行う
目的外利用を行った保有個人情報の項目	介護保険被保険者に係る番号、住所、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定年月日、認定の有効期間及び支援事業者	
目的外利用を行った理由	在宅医療制度利用の申請を受け付ける前に、在宅医療を希望する方の所在や介護の現状を把握し、当該情報（個人識別性を除いた情報）を医療・介護の専門職に伝え、当該希望者の在宅医療に対応することができる医師等を調査し、在宅医療が実施できるかどうか判断する必要があるため。また、事前調査により在宅医療制度を希望する方へ迅速な制度利用が可能となるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 福祉政策課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏市保第5151号
平成27年1月28日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男 様

実施機関名 柏市長 秋山浩保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部障害福祉課	市民生活部保険年金課
個人情報取扱事務の名称	別紙のとおり	臨時福祉給付金に関する業務
個人情報取扱事務の概要	別紙のとおり	平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、低所得者への負担の影響を鑑みて、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するもの。支給要件を満たした支給対象者1人につき1万円、一定の年金、手当等の受給者には5千円を加算して支給するもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当受給者の氏名、生年月日、個人コード、住所、並びに平成26年1月分の各手当の支給状況	
目的外利用を行った理由	国から示されている「臨時福祉給付金」の支給要件に該当する支給対象者のうち、平成26年1月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当又は経過的福祉手当受給者は加算措置の対象となる。これにより支給対象者を把握し適正に支給を行うため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	市民生活部 保険年金課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏市保第5151号
平成27年1月28日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	こども部こども福祉課	市民生活部保険年金課
個人情報取扱事務の名称	児童扶養手当支給業務	臨時福祉給付金に関する業務
個人情報取扱事務の概要	児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づき、母子家庭、父子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的に支給業務を行っているもの。	平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、低所得者への負担の影響を鑑みて、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するもの。支給要件を満たした支給対象者1人につき1万円、一定の年金、手当等の受給者には5千円を加算して支給するもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	児童扶養手当受給者の氏名、生年月日、個人コード、住所、平成26年1月分児童扶養手当の支給状況	
目的外利用を行った理由	国から示されている「臨時福祉給付金」の支給要件に該当する支給対象者のうち、平成26年1月分の児童扶養手当受給者は加算措置の対象となる。これにより支給対象者を把握し適正に支給を行うため、児童扶養手当受給者情報を利用することが必要とされる。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	市民生活部 保険年金課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏市保第5093号
平成26年10月8日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男 様

実施機関名 柏市長 秋山浩保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部生活支援課	市民生活部保険年金課
個人情報取扱事務の名称	生活保護業務	臨時福祉給付金に関する業務
個人情報取扱事務の概要	生活保護は、生活に困っている世帯を対象にその状況や程度に応じて、最低限度の生活を保障し自立を支援することを目的とした制度で、世帯を単位としその世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入を比較し、その不足額を保護費として支給するもの	平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、低所得者への負担の影響を鑑みて、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するもの。支給要件を満たした支給対象者1人につき1万円、一定の年金、手当等の受給者には5千円を加算して支給するもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	生活保護受給者の氏名、生年月日、個人コード、住所、生活保護開始日、生活保護終了日	
目的外利用を行った理由	国から示されている「臨時福祉給付金」の支給要件に該当する支給対象者は、平成26年1月1日時点で柏市に住民登録のあるもので、かつ平成26年度市民税（均等割）が課税されない者であるが、生活保護の被保護者は除かれる。これにより支給対象者を把握し適正に支給を行うため、生活保護受給者情報を利用することが必要とされる。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	市民生活部 保険年金課	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏市保第5093号
平成26年10月8日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	市民生活部市民課	市民生活部保険年金課
個人情報取扱事務の名称	支援措置対象者の住民票等の発行制限事務	臨時福祉給付金に関する業務
個人情報取扱事務の概要	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律及びストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する被害者保護の観点から、住民基本台帳事務処理要領により必要な支援措置事務を行うもの	平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、低所得者への負担の影響を鑑みて、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するもの。支給要件を満たした支給対象者1人につき1万円、一定の年金、手当等の受給者には5千円を加算して支給するもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	平成25年7月から同年12月末の間に支援措置の申出をされた方の支援措置の情報（ただし、支援措置申請をしたという情報のみ）	
目的外利用を行った理由	市民課の住民情報の発行業務だけでなく、他の業務においても支援措置を受けている者の情報を把握し、より慎重な対応を行い支援措置を受けている者の生活の安全を保護する必要があるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	市民生活部 保険年金課	
備 考	平成26年1月以降は、支援措置の申出を行う者に対し、市民課が市の内部で支援措置の情報を共有することについての同意を扱っている。支援措置期間は1年間であるため、平成27年1月以降の支援措置に係る情報については、全て本人の同意を得て情報共有できるようにしている。	

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏地共第58号

平成26年10月28日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡 信男 様

実施機関名 柏市長 秋山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	別紙のとおり	地域づくり推進部 男女共同参画室
個人情報取扱事務の名称	審議会等の委員の委嘱（人事管理）に関する事務	審議会等の女性委員の年齢及び職業に関する調査
個人情報取扱事務の概要	審議会等の委員名簿等を作成し、管理を行うもの	審議会等における女性委員の年齢や職業を集計し、傾向を分析するもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	審議会等に所属する女性委員に係る年齢、職業及び所属する審議会等の名称	
目的外利用を行った理由	審議会等における女性委員の年齢や職業の傾向を分析し、更なる参画の推進に向けた有効な施策を検討するため	
担当部署（目的外利用を行った課等）	地域づくり推進部 男女共同参画室	
備考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏こ保第920号

平成26年10月29日

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 高岡 信 男 様

実施機関名 柏市長 秋 山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	市民生活部市民課	こども部保育運営課
個人情報取扱事務の名称	支援措置対象者の住民票等の発行制限事務	子ども・子育て支援新制度における利用者負担に係る事務
個人情報取扱事務の概要	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律及びストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する被害者保護の観点から、住民基本台帳事務処理要領により必要な支援措置事務を行うもの。	子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項の規定により、公立・私立の保育園及び幼稚園の利用者負担(保育料)を個人の市民税額に応じ算出する。 保育運営課と各公立保育園において、利用者負担(保育料)の収納事務を行う。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	平成25年10月から平成25年12月末の間に支援措置を申請された方の情報（ただし、支援措置申請をしたことの情報のみ）	
目的外利用を行った理由	市民課の住民情報の発行業務だけでなく、他の業務においても支援措置を受けている者の情報を把握し、より慎重な対応を行い支援措置を受けている者の生活の安全を保護する必要があるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	こども部 保育運営課	
備 考	今後（平成26年1月以降）は、支援措置の申出を行う者に対し、市民課が市の内部で支援措置の情報を共有することについての同意を扱っている。支援措置期間は1年間であるため、平成27年1月以降の支援措置に係る情報については、全て本人の同意を得て情報共有できるようにしている。	

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏こ保第920号

平成26年10月29日

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 高岡 信 男 様

実施機関名 柏市長 秋 山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	市民生活部市民課	こども部保育運営課
個人情報取扱事務の名称	支援措置対象者の住民票等の発行制限事務	子ども・子育て支援新制度における支給認定、利用調整事務
個人情報取扱事務の概要	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律及びストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する被害者保護の観点から、住民基本台帳事務処理要領により必要な支援措置事務を行うもの。	子ども・子育て支援新制度に伴い、子どものための保育・教育給付を実施するにあたって、子ども・子育て支援法第20条第4項の規定により、支給認定を行うとともに、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所への入所希望者の利用調整を行うもの。
目的外利用を行った保有個人情報の項目	平成25年10月から平成25年12月末の間に支援措置を申請された方の情報（ただし、支援措置申請をしたことの情報のみ）	
目的外利用を行った理由	市民課の住民情報の発行業務だけでなく、他の業務においても支援措置を受けている者の情報を把握し、より慎重な対応を行い支援措置を受けている者の生活の安全を保護する必要があるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	こども部 保育運営課	
備 考	今後（平成26年1月以降）は、支援措置の申出を行う者に対し、市民課が市の内部で支援措置の情報を共有することについての同意を扱っている。支援措置期間は1年間であるため、平成27年1月以降の支援措置に係る情報については、全て本人の同意を得て情報共有できるようにしている。	

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏都都第972号

平成27年 1月20日

柏市情報公開・個人情報保護審議会

会長 高岡 信 男 様

実施機関名 柏市長 秋 山 浩 保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	総務部防災安全課	都市部都市計画課
個人情報取扱事務の名称	被害情報等報告事務	都市計画マスタープラン策定事務
個人情報取扱事務の概要	千葉県地域防災計画（千葉県被害情報等報告要領）に基づき千葉県災害対策本部へ被害状況の報告をおこなうもの	柏市の将来の土地利用（街づくり）の方針を定める計画
目的外利用を行った保有個人情報の項目	水害が発生した場所の所在地及び当該地の床下・床上・店舗浸水の情報	
目的外利用を行った理由	柏都市計画区域内の土地利用情報データを集積し、今後のまちづくりの方向性を定めるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	都市部 都市計画課	
備 考		

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏保保第795号-1
平成27年3月9日

柏市情報公開・個人情報保護審議会
会長 高岡信男 様

柏市長 秋山浩保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	保健福祉部 高齢者支援課	保健福祉部 保健福祉総務課 保健所 保健予防課
個人情報取扱事務の名称	要介護認定及び要支援認定に関する事務	自殺実態調査研究事業
個人情報取扱事務の概要	介護保険法に基づき被保険者の管理及び介護サービスを受けるための要介護認定等を行うもの	本市の自殺者を減少させることを目的とし、自殺者の実態把握及び分析調査を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	平成23年1月から平成26年4月までの間に自殺された40歳以上の方に係る氏名、住所、生年月日、個人番号、介護認定の有無	
目的外利用を行った理由	本市の自殺者を減少させるためには、効果的な事業を実施する必要がある。効果的な事業を計画するために、自殺をされた方の実態を把握し分析する必要があるため。	
担当部署（目的外利用を行った課等）	保健福祉部 保健福祉総務課 保健所 保健予防課	
備考		